

第三者評価結果

事業所名：善行あさぎ台保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p><コメント> 全体的な計画は児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえ、運営法人の保育理念、方針、保育目標に基づいて作成しています。また、子どもの発達過程をふまえて保育内容を組織的、計画的に構成し、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮し、子どもの育ちを長期的な見通しをもって作成しています。作成したものは、各クラスでクラスファイルに保管し、常に職員が目を通したり、内容を確認できるようにしています。全体的な計画は、園長が中心となり、各クラスの保育の実態をふまえ、毎年内容について評価、見直しを行ってききましたが、今後は保育に関わる職員全体で内容の評価、見直しを行えるよう、年度末の職員会議の議題として取り入れていく予定です。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 小規模園の特性を生かし、全クラスがゆっくりと過ごせるように環境作りを行っています。室内の温度、湿度、換気、採光など、環境は常に適切な状態に保たれています。0歳児の部屋には畳のスペースがあり、子ども達が畳の上で寝そべったり、はいはいができるようになっています。0~2歳児クラスの本棚は子ども達が選びやすいよう表紙を正面に向けて置いています。建物、設備に関しては月に2回必ず安全点検を行うようにし、破損や故障がないか確認をしています。子ども達が使用した玩具の消毒を徹底し、活動を考慮しながら食事、睡眠、活動の場を分けたりトイレには子どもの好きなイラストや写真を貼って、明るい清潔なトイレの雰囲気を作るよう工夫しています。衛生管理マニュアルをもとに、清潔を保てるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 年齢や月齢にこだわらず、子ども一人ひとりの特性や家庭環境を理解したうえで発達や育ちを把握するように努めています。クラス担任に関わらず、職員全体で対応できるよう各会議の場や昼礼などで子どもへの関わり方を共有しています。0~2歳児は個別指導計画を作成し、日頃から子どもが安心して自分の気持ちを表現できるような関係づくりに努めています。「子どもの心の育ち」マニュアルを職員全体に周知し、肯定的な言葉かけや子どものやってみようとする意欲を育てていけるような保育内容、関わり方をしよう努めています。子どもを受容するため、職員の声は大切と考え、園内だけでなく、戸外活動時にも大きさ、トーンなどに注意を払っています。日頃から、子どもや保護者の様子を観察し、気になる行動が見られた場合は、日誌に記入し、園長、主任が面談などで対応しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 発達の流れの表を目安に一人ひとりの子どもの発達に合わせて、それぞれが興味をもった段階で身の回りの事や排せつなど子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、取り組んでいけるように、家庭と連絡をとりながら無理なく進めていけるようにしています。子どもの発達に合わせて職員がさりげなく必要な援助をし、子どもが達成感を味わえるよう配慮しています。靴の着脱など、保育士の都合で急かすことのないように、見通しをもって時間を含めた計画を立てています。子どもの年齢に応じてうがいや手洗い、歯磨きなど必要な指導をしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

保育室には子どもが自由に取り出すことができ、片付けやすいよう、棚に写真を貼って、玩具、絵本類を準備しています。コーナー保育を取り入れ、子どもたちが好きな遊びを自分で選び、じっくりと遊べるような環境作りをしています。室内でも机上遊びなど静の遊びをしたり、長い廊下を使ってコンビカーを出して身体を動かす遊びをしたりメリハリをつけています。各クラスが園庭に面しており、園庭で虫とりをしたり、遊具や砂場でじっくりと遊ぶこともできます。また、小規模の保育園であるため異年齢児で過ごすことも多く、子どもたちは関わりの中で自然に年下を思いやる気持ちや年上への憧れの気持ちを抱くようになっていきます。年長児は近隣のスーパーや駄菓子屋へ行くなどの経験もしています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

乳児保育において子ども一人ひとりとじっくり関われるように個別の指導計画をたて日頃の保育に反映させています。それに見合った職員配置もしています。一人ひとりの生活パターンや体調を把握し、離乳食は食材チェックを保護者にしてもらい、未食のものは提供しないように徹底しています。保育室内には、発達に応じて這う、すわる、歩くなどが安心してできるように畳を敷いたり、布製玩具など様々な素材に触れられるよう準備をしたり、保育士と触れ合い遊びを楽しんでいます。保護者とのやり取りは、連絡用アプリケーション配信や送迎時の会話、個人面談で情報を共有し、子どもに合わせた保育を行っています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1歳以上3歳未満児保育では、肯定的な言葉でのやり取りを大事にする中で、子どもそれぞれが認められているという思いを感じ、意欲的に活動に取り組めるように声かけをしています。保育士は自我の芽生えから、さまざまな気持ちを経験する時期を理解し甘えや情緒の揺れを受け止め、一人ひとりが安心して遊び、自発的に活動できるよう関わっています。感触遊びや指先遊びなど、五感に働きかけるような遊びを取り入れたり、天気の良い日は園庭遊びや散歩に出かけ、探索活動をしたり、身体を動かしたり、自然物に触れたりしています。保護者とは、送迎時での会話や連絡用アプリケーション配信、個人面談で連携をとりながら発達段階や興味に合わせた生活面の自立に繋がっています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳児以上の保育については、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、生活面や活動において細部まで丁寧に関わるようにしています。特に長時間保育における子どもの心の揺れや身体の疲れを理解し、子ども一人ひとりの密な関わりを大切に、情緒の安定に繋がっています。子どもたちが好きな玩具を自分で選択し、じっくりと遊び込めるようなコーナー保育を実践しています。今年度年長児は隣の駅にある、JAの地元野菜大型即売所で野菜の苗を購入してきました。園庭のプランターに植え観察絵日記を書いたり、収穫をして食べたりと身近な自然物に興味をもっています。コロナ禍のため、小学校見学などの交流は控えています。年長児が手紙を書いて届けています。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

<コメント>

障害のある子どもを受け入れる際は、その子どもの身体状況に合わせた環境整備について検討することとしています。配慮が必要な子どもについては、個別支援計画を作成し、特性や発達に合わせた支援を行っています。担当職員だけでなく、全職員が同じ対応ができるよう会議の場で周知し共有しています。写真カードを作成して、言葉だけでなく、視覚からも行動を知らせたり、意思を伝えるツールとしても活用しています。活動内容に関しても発達や興味に合わせて無理なく参加できるようにしています。療育施設と並行通園している子どもに関しては、保護者と情報を共有し、支援に反映させています。保護者の了解を得て、療育施設の様子の記録をコピーしたものを資料として保管し、園生活に生かせるようにしています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 朝夕の時間帯および土曜日は、異年齢で過ごすことが多いため、発達の差に留意し、安全に楽しく遊べるように玩具の配置や子どもとの関わり方に配慮をしています。特に平日の18:00以降の延長にかかる子どもについては、夕食に差し支えない程度の補食を提供しています。また、保育時間の長い乳児に関しては、夕寝をさせたり、ミルクやベビー菓子を提供したりしています。子どもの様子については、視診表や昼礼で保育士間の引継ぎをしっかりと行うことでクラス担任に関わらず、全職員が子どもの状況を把握しています。保護者のお迎え時には口頭でのやりとりのほか、活動中の子どもの写真を撮り、連絡用アプリケーションで配信して、園での様子を伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画に「小学校との連携(接続)」「小学校以上との連携に鑑みて」を掲げています。5歳児の年間指導計画には学校見学、小学校交流、就学までに身につけておきたいことなどが記載され、1年間を通して就学を見通した保育を行っています。子どもたちは道具箱など自分のものは自分で管理する、ハンカチを使うなど小学校への接続を意識した行動をしています。保護者に対し懇談会や個人面談で就学に向けた説明をし、共通理解を図っています。次の日の準備を自分ですることや、困ったことがあったら自分で伝えることができるような働きかけなど、家庭での協力もお願いしています。幼保小中連携の取組の中で、意見交換をする場に参加し、就学を見据えた具体的な課題などを共有しています。5歳児クラス担任が保育所児童保育要録を作成し、主任と園長が確認、追記をしたうえで小学校に郵送しています。電話連絡でさらに詳しく情報共有することもあります。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 健康管理マニュアルがあり、それを基に子どもが健康で快適に過ごすための保健計画(毎年見直し)を立てています。それらを各クラスの指導計画に反映しています。担任が朝の健康チェックを丁寧に行い、子どもの状態を把握しています。子どもの体調変化やケガなどは保護者に電話連絡や連絡用アプリケーションで伝えています。お迎え時にも伝え、翌日に家庭での様子を確認しています。日々の子どもの健康状態について職員は昼礼で共有しています。既往症や予防接種の状況については保護者から都度情報をもらうほか、年度末に健康台帳を返却し、追記してもらっています。あさぎ台だよりや食育だよりのなかで保護者に健康に関する情報や取組を知らせています。職員に乳幼児突然死症候群に関する知識を周知しています。実際の取組として、0歳児5分、1歳児10分でチェック表に記録をしています。2歳児以降は30分ごとに睡眠状態を確認しています。また、0歳児は午睡チェックセンサーを併用しています。保護者に乳幼児突然死症候群について入園説明会や懇談会等でその危険性を説明しています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 年2回の健康診断・歯科健診の結果を児童身体発育・健康診断書、健康台帳に記載しています。各会議・打ち合わせで職員に周知をしています。健診結果を指導計画、保健計画に取り入れています。新型コロナウイルスの観点から手洗い、うがいの大切さは例年以上に力を入れて指導しています。園での歯磨きについては保護者の意向が高いこともありコロナ禍であっても継続しています。歯科医師や歯科衛生士に歯磨き指導をしてもらい、子どもたちの歯磨きへの意識が高まるようにしています。歯磨きは2歳児後半から行い、5歳児クラスまで職員が仕上げ磨きをしています。保護者に健診結果、毎月の身長・体重の測定結果を伝えています。子どもの健康について意識を持ってもらうためのアプローチの良ききっかけになっています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対して、「アレルギー対応マニュアル」に沿って対応しています。食物アレルギーのある子どもは「生活管理指導表」の提出や毎月献立確認をしてもらい、除去食の提供をしています。慢性疾患がある子どもについて、保護者からの聞き取りと書面確認により把握しています。必要に応じて園で薬を預かり、状況によって与薬する体制をとっています。除去食提供の際、給食室との確認および職員同士の確認をしています。除去食は専用の台拭き、専用のトレイ(名札・クラス・アレルゲン明記)、専用の食器を使用し、ワゴンの一番上に乗せて(ほかのものは乗せない)運び、一番先に配膳しています。職員が傍らにつき、誤食のないようにしています。昨年度、「食育・アレルギー対応」の外部研修に職員が参加をしています。保護者には食物アレルギーのある子どもへの対応など入園のしおりの内容を説明し、理解を促しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> 食事前にはトイレに行く、手を洗う、低年齢児はエプロンを付けてもらうなど、食事をするという気持ちの切り替えができるようにしています。職員は子どもの食べる量を把握し、少食や好き嫌いのある場合には、盛り付けの時に量を減らしたり、食べにくいものは小さく切るなどしています。離乳食やミルクは子どものペースや量など保護者と相談しながら進めています。発達に合わせたテーブルや椅子、食具を使用しています。3歳児クラスから物を大切に扱う習慣が身につくよう食器は陶器にしています。子どもたちが楽しみながら食への興味関心を育めるよう、食材に触れたり、今年度は子どもたちと話し合っトマト、キュウリ、ナス、ピーマンの苗をJAの大型地元野菜即売所に行き、栽培したりしています。収穫物は給食で出してもらっています。コロナに配慮しながらもクッキングを継続しています。味噌作りをし、できたら味噌焼きおにぎりを作る予定です。保護者には毎月末までに翌月の献立表を配付しています。玄関に給食・おやつを展示したり、食育だよりでレシピを提供したり、食生活について家庭と連携しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント> 旬の食材を取り入れ、和・洋・中バランスよく献立に取り入れています。残食は検食日誌に記録をしています。給食会議には委託業者の調理員も加わり、子どもの喫食状況、味付け、硬さ、食材の切り方など話し合っています。それらを参考に栄養士が献立表を作成しています。こいのぼり、七夕そうめんなど、毎月、年中行事にちなんだ料理を楽しむほか、かいのこ汁（鹿児島）、サーターアンダギー（沖縄）といった郷土料理も登場します。園はパンを製造している障がい者通所事業所との複合施設のため、その場面を見せってもらうこと（衛生面での配慮後）もあります。馴染みのあるそのパンが給食やおやつで出てくると子どもたちは大喜びです。調理員がクラスに来て、子どもたちの様子を見るがあります。マニュアルに基づき衛生管理や事故防止に努めています。調理員の体調管理にも十分に留意をしています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保護者との個別の連絡、保育の様子（写真含む）、お知らせなどは連絡用アプリケーションで行っています。送迎時には家庭での様子を尋ねたり、その日の子どもの様子を伝えて情報交換をしています。年度初めの懇談会では保育方針、1年間の保育について説明し、保護者の理解を得るようにしています。個人面談では子どもの様子について話し合っています。保育参加、誕生会後の給食試食など、園での子どもの様子を見てもらうことで保護者の理解や安心につなげています。ファミリーフェスティバル・運動会・発表会などの行事で子どもの成長を発表する機会があり、保護者が子どもたちの成長を実感できるような取組を行っています。コロナ禍で未実施行事もあり 保護者との個別のやりとりは連絡用アプリケーションで確認ができます。個別面談や相談内容は個人面談記録票に記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 小規模園（定員48名）の特性を生かし、クラス担任だけでなく全職員で子どもの家庭の状況や様子、対応方法など情報共有し、対応しています。保護者からの連絡用アプリケーションの文章から悩みを汲み取ったり、送迎時の態度や表情からも変化を感じるように努めるなど、気にかけているということが伝わるようにしています。保護者にはいつでも相談に応じることを伝え、希望があれば面談時間を調整し、状況によっては併設の障がい者通所事業所の場所も提供するなど落ち着いて話を聞けるように配慮しています。内容によっては担任だけでなく、園長・主任も同席しています。相談内容は個人面談記録票に記録し、継続的なフォローができるようにしています。相談を受けた職員への助言は園長・主任がしています。急な残業でお迎えが遅くなる時の柔軟な対応、登園に使ったベビーカーを置いておける場所の提供、使用済みのオムツを園で処分するなど保護者の就労や個々の事情に合わせた支援をしています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p><コメント> 虐待など権利侵害の兆候を見逃さないように、朝の子どもの表情や着替え時に良く観ることを確認しています。必要に応じて全職員で見守る体制を作っています。虐待が明白になった場合は、園長が藤沢市や児童相談所など適切な関係機関に通告・相談する体制を整えています。虐待が疑わしい場合や見守りが必要な時にも適切な関係機関と連携を図ることとしています。保護者とは自然な関わりを保つように努めながら、連絡用アプリケーションの文章から悩みを汲み取ったり、送迎時の態度や表情からも変化を感じるように努めるなど、気にかけているということが伝わるようにしています。虐待等権利侵害の早期発見、対応のためのマニュアルがあり、職員に配付し、虐待の定義を周知しています。しかし、マニュアルに基づく定期的な園内研修実施には至っていない現状があります。今後の取組が期待されます。</p>	

A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント> 年間指導計画、月間指導計画、保育日誌に自己評価欄があります。クラス会議では担任同士で互いの疑問点、改善点などを意見交換し、次につなげています。職員の自己評価は日誌や指導計画の書式で毎日、月ごと、期ごとと定期的に行っています。その際は、子どもの発達過程や心の育ち・意欲・興味などをよく観察し、職員の援助・かかわりが適切であったかなどを確認しながら行っています。クラウド型人事評価を導入し、自分自身の仕事に対する目標を設定し、定期的に自己評価をしています。職員から出された意見や、職員の自己評価結果から明らかになった課題をまとめ、園としての課題とし、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。それらに基づき次年度の取り組みや園全体の自己評価をしています。全体としての自己評価で互いの学び合いや意識の向上につなげていくことは今後の検討課題と園長は考えています。今後の取組が望まれます。</p>	